

日本

廃絶への
道を求めて

核武装

四天王寺国際仏教大学教授
元判事・弁護士

中島尚志

はまの出版

日本核武装

廃絶への道を求めて

二〇〇三年六月二十五日 初版第一刷発行

著者 中島尚志

発行者 濱野 晃

発行所 株式会社はまの出版

〒101-0074 東京都千代田区九段南二丁目十五番十号 久我ビル

電話 〇三―二三三三―九七七九

FAX 〇三―二三三三―九八四〇

振替 〇〇一二〇―一一一五五一四

印刷所 萩原印刷株式会社

製本所 加藤製本株式会社

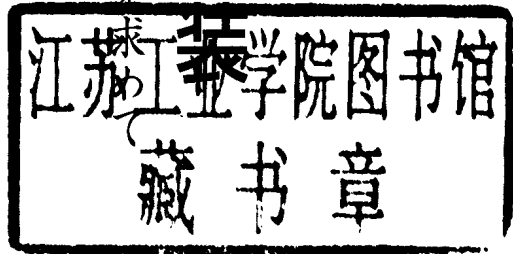
©S. Nakajima Printed in Japan

ISBN4-89361-375-8 C0036

落丁・乱丁がありました場合は送料は小社負担でお取りかえします。
定価はカバーに表示してあります。

日本核武

廃絶への道を



四天王寺大学
元判事・弁護士
中島尚志
JIC/R

はじめに

第二次湾岸戦争（イラク戦争）が起きました。

多くの人たちの予想どおり、アメリカがイラクを攻撃しました。ブレア首相の率いるイギリス軍を道連れにしつつでしたが（現地時間・二〇〇三年三月二〇日午前五時半頃、日本時間・二〇日午前十一時半頃）。

この経過を見ながら、私は傲慢不遜にも、日本の一〇年、二〇年後の在り方を示しておきたいとの衝動に駆られました。私の後の世代への遺言として、デッサン風ではありますが、書き残しておくことが必要だと思ったのです。

思えば、いまから約一〇年ほど前、私がまだ現職の裁判官をしている頃に、第一次湾岸戦争がはじまりました。

一九九〇年八月二日未明、突如、イラク軍がクウェート領内に侵攻し、翌日にクウェート全土を制圧しました。国連安全保障理事会は、いわゆる国連決議六六〇（同年同月）によって、イラクのクウェートからの完全撤退を求めました。つづいて決議六七八（同年十一月）で、決議六六〇を実行するために「あらゆる必要な手段」を取ることを認めたのです。撤退期限は一九九一年一月一日、あるいはそれ

以前とされました。

その後の九一年一月一七日に多国籍軍が、いわゆる「砂漠の嵐」作戦を展開することになります。そして二月二七日、多国籍軍の勝利宣言とともにこの戦争は終わりました。停戦の際、フセイン政権は、それまでのすべての国連決議の受け入れを表明しました（国連憲章第七章に規定されている平和破壊認定、経済制裁など）。

なお、恒久停戦に関する安保理決議六八七（九一年四月）は、大量破壊兵器の廃棄・弾道ミサイルの全廃の受け入れと、それを担保するための査察の容認をイラクに要求したのです。

以後、総計一七の決議が安保理でなされますが、フセイン大統領はこのすべてを無視。とくに一九九八年から四年間は、国連による査察も拒否していました。こうしたなかで、二〇〇二年一月八日、安保理決議一四四一が採択されたのです。

このような流れのなかで、二〇〇三年三月、アメリカによるイラク攻撃がはじまりました。

戦闘行動そのものは、その後の四月九日に首都、バグダッドが陥落したこともあって終焉に向かい、ブッシュ米大統領は五月二日に戦闘終結宣言をしました。ただし国際社会は、アメリカに戦うだけの大義が本当にあったのかどうかの疑念を深めたのです。

ところで、一九九三年九月半ば頃、現職の判事であるということもあって、私は極力、筆を抑えて一つの作品を世に問いかけてました。『日本人は平和憲法に耐えられるか』と、その本は書名を与えられました。今回、この書の全面的な改定を行い、不十分であった私の知識をいくらかは補完し、同じ「はま

の出版」から世に問う機会を与えられました。

人間は死ぬ最後まで、未完成であり、不完全です。決して完全な絶対の存在に到達することはできません。おそらく、私のこの作品も、世に問うてから、ほどなく私自身が不満を抱き、世間からも飽きられることでしょう。ただ、私の目線が三〇年、五〇年後の日本と世界の姿に注がれていることだけは指摘しておきたいのです。

私は『日本人は平和憲法に耐えられるか』という一書を世に問うてから、いくつかの出版社から誘いを受けました。有り難いと思いましたが、それに答えていたのでは裁判官の公正らしさが失われます。私は、ほとんどの申し出を断りました。

後いくばくもない人生の晩秋を、名前を売ることですすたくないとも思いました。しかし、しばらくしてから自分の好きなことを好きなように発言したいと思うようになり、私は裁判所を去りました。この道が、私にとって良かったのかどうかは、まだ途上にある私にはわからない、というのが正直なところです。

ただ今回、私が学生時代（六〇年安保の時代）から考えていたことを、改めていくらかなりとも人々の目に晒す機会が与えられたことを、私は心から幸せだと思っています。

この道や 行く人なしに 秋の暮

私はこの芭蕉の俳句が好きです。

本書を支えたものは、私の宿業的ともいうべき日本ないし地球の将来への熱い思いと、この極東の単詩が語りかけてくる孤独な残影なのかも知れません。

なお、このような一書を短時間でまとめあげることができたのは、定期講読制の月刊雑誌「MOKU」(<http://www.moku.com>)のおかげです。「MOKU」は『新世紀の自由・平等・平和』との題を与えてくれ、自由な発言の場を、適切な励ましとともに、六年半余り私に提供してくれました。

この不思議な雑誌は、二〇〇三年の五月で満一〇年になりました。「MOKU」誌は、私がこれまでに発表してきた原稿の転載をこころよく許諾してくれました。なお、転載に当たってはかなり加筆してあります。本書は、その他にも多くの人たちの協力によって、きわめて短期間のうちに日の目を見ることとなったのです。

ここで、この書の目線と構成に触れておきます。

まず、目線です。私は二つの目線を貫いています。一つは、「自分の国を守ろうとしない国は国ではない」という目線です。もう一つは、いわゆる「日米安全保障条約」に関連します。私は日米同盟を大切に思う一人ですが、同盟とは、元来、双方に同等の力、つまりは軍事力があってこそ、はじめて有効に機能し、双方の国民を納得させる説得力を持つものです。もちろん、アメリカは冷戦構造が崩壊した後は、世界のなかでも突出した国家となっていました。したがって、日本が、一応、自衛隊という名称の軍事力を持っているとしても、あるいは、この書で提言するように、日本が核装備をしたとしても、アメリカとまったく対等というわけにはいかないでしょう。しかし、本文で述べているような外交

感覚を持てば、同盟を貫きながら、同時に、世界平和に寄与することができると思っています。

ついで、構成です。この書は全体で四部から構成されています。

第一部は、いわば導入となる部分です。国家レベルでいえば、なぜ、私たちはただ一度の敗戦によって、国家として骨抜き状態の哀れな国になってしまったのか。そのような思いを底流にしながら、日本核武装を提言しました。さらには、二〇〇一年九月一日にアメリカの中枢を襲った同時多発テロ以来、アメリカは何かおかしい状態になっているように思えるのです。何かに取り憑かれたような姿を露呈しています。このようなアメリカに対して同盟国として適切な提言ができるようにするには、日本の在り様は、いまのままで本当によいのか。このような思いも私の心のなかを駆けめぐりました。

第二部は、法律家のいう、いわゆる基本的人權の日本的な現実の姿です。これを、最近の裁判例を引用しながら、読者に考えてもらおうというものです。

もちろん、裁判は極端な場合が多いのですが、それでもいまの社会の現実がどういう状態になっているのか、それは日本人が共同体として共有できるものなのか、日本民族の将来へ明るい展望をもたらすものといえるのか、このような問題意識を抱けば、その背景が幾分なりとも浮き彫りになってくるはず

です。

おそらく、屋台骨を失ってクラゲのようになってしまった日本共同体の一端が見えてくるでしょう。

こうして、とくに「自由」ということに焦点を当てながら、この書を手にしてくださる読者に何ほどのメッセージが伝わればと思いました。あわせて、かなり長い間、話題となっている「教育問題」についても、私の孫の世代に伝える思いを抱きつつ触れています。

第三部は、いわゆる天皇制の問題です。あわせて神道・靖国神社問題にも触れ、戦後、長い間、放置されてきた『神道指令』の矛盾も指摘しました。私の意見によれば、この部分はこれまで意識下に捨ておかれた日本人の歴史意志、つまりは憲法意志を探る手掛かりの一つとなるものです。あわせて昭和天皇には、まったく戦争責任というものがないのかどうか、少なくとも国民に対しては道義的な責任があったといえるのではないか。私は天皇制度は日本民族にとって必要不可欠であると考えている一人ですが、昭和天皇の戦後のご努力を高く評価しつつも、なお、ある時期に、その地位を現在の天皇に譲られる形を取られても良かったのではないか。このような思いもあつて、「奈良遷都」を提言しています。

最後の第四部は、このような国家となつてしまつてゐる日本が、もう一度、立ち直り、世界に発信できる姿を、具体的なヴィジョンとして描くことができるのか。この点につき、現実に戻りつつ、絶えず日本民族の明日への基本理念を失わないような方法を取りつつ、デッサン風に提示しようと試みました。ここで私のいう基本理念とは、世界の平和的共存への意志の現実的な実効性を失わないような方法ということです。

このような視点に立つことによつて、おのずから私たちのなかに生まれてくるであろう明るい未来への展望と、その重大さをまとめたのが、「いま『核武装』のときが来た！」と題する最初の箇所です。そして、それはまた最後の箇所でもあるのです。

全体をとおして、現行の「憲法」を方法的に選びました。本当は私たちは、憲法、というよりも敗戦後の日本民族の生き方を、私がこの書で提起しているような精神でおしすすめるべきだったのではない

でしょうか。

このことは第二次湾岸戦争（イラク戦争）が終結した後の国際社会の在り様と、深層で連動するはずです。二一世紀の国際社会は、アメリカを襲った「九・一一同時多発テロ」にはじまるアメリカの、これまで「国際連合」感覚を超えた新しい国際社会のルールづくりの意識や同国のややナースな感性と、根底において連動しているはずなのです。他方、グローバル化してしまった世界は、もはや「中世」の昔に戻ることはできません。

そして、いま、このようなときこそ、日本にとって、またとないチャンスなのです。

それは同時に、世界の多様な文明の平和的共存、多様な宗教の平和的共存への道を示すべきときでもあるはずです。私は、本書では、仮に「国際原理連合の時代」と名づけていますが、新しい「国際法の時代」が、いま、まさにじまろうとしているのです。いや、日本人がそれを創ろうとしなければならぬと思います。

日本が、このチャンスを逃す理由はいささかありません。いや、日本の歴史的感性と論理に裏づけられた思想が、第二次大戦での敗戦後、初めて世界的に問われ、表舞台に登場できうる機会が到来しているということでもあるのです。

とくに若い人たちに、ぜひ目をとおしていただきたいと思います。君たちはいま、日本が素晴らしい使命の持てる時代に遭遇しつつあると確信してよいはずです。

日々、新たな発見をしているとの思いに浸っている人生の不思議のなかで私は、いま、世界の平和的

共存、なかでも宗教の平和的共存を心から願っています。

このようなショッキングな題名も、決して日本が他国を侵略することを意図して考え出されたものではありません。アメリカを敵視したものでもありません。アメリカは、いま心から癒されることを望んでいます。いや人類全体が癒される必要があると思います。その一つの道が、核廃絶のための方法としての「日本核武装」なのです。

なお私は裁判官を辞めてから、自分がいかに勉強不足かを味合わされています。おそらく専門家から見れば明らかに誤り、と思える部分も多々あるに違いありません。もし、そのような箇所を発見された場合は、ぜひ率直なご批判を賜りたいと思っています。

二〇〇三年五月

なかしましろうし
中島尚志

第一部 いま「核武装」のときが来た！ 17

一 日本政府とアメリカの考え方 19

- 1 日本政府中枢は「核」についてどう考えているか 19 / 2 核戦力のない世界を、どのようにして実現するか 22

二 新しい「国際原理連合の時代」へ向けて 25

- 1 超大国アメリカの暴走 25 / 2 日本はひたすらアメリカについていく気なのか 29

三 日本は「日本村社会」でしかないのか 33

- 1 人間とはどのような生き物か 33 / 2 核廃絶への極めてリアルな第一歩 36 / 3 世界主要国の核の実情 40

四 若い人たちに委ねられる新しい構想 42

- 1 平和を願う気持ちと、人間の欲望 42 / 2 安易な「絶対平和」精神は無責任につながる 44

- 3 「核武装」はどういう意味を持つか 46

五 平和を唱えるだけでは「世界平和」は実現しない 50

- 1 チェンバレンの平和外交と、ヒットラーの暴挙 50 / 2 秀吉の朝鮮半島出兵が教えてくれるもの 52

- 3 国を愛する心こそ、国を守り、自分を守る 53

第二部 現代日本の「自由・平等」の姿 57

【第一章 自由の日本的な情念】

一 いまの日本の「自由」とは 59

- 1 裁判官は高潔なのか 59 / 2 医師、官僚も墮落している 62

二 性欲をめぐるドラマ 64

- 1 教師が生徒に行ったセクハラ行為 64 / 2 ブルセラ少女の背景にあるもの 66
3 大学教師までがセクハラ事件を起こす 67 / 4 妬みから同僚にセクハラした中学教諭 69
5 なぜ、こうなってしまったのか 71

三 いじめを巡るドラマ——川崎市水道局事件 72

四 一つの処方箋 76

- 1 人間とはこの程度の生き物である 76 / 2 エリートがエリート精神を失うと国は滅びる 77
3 自分という人間存在の限らない「モノ化」 80 / 4 エリートが病む姿はすでに庶民に見えている 82

【第二章 子どもの教育は、どのような方法・内容がよいか】

一 少年たちの「不登校」が予示していること 84

- 1 ある少年の「不登校」 85 / 2 なぜ子どもたちは学校へ行けなくなるのか 86
3 かなりの人がいまの高度情報化社会についていけない 88 / 4 なぜ学校へ行くのか 91

5 精神のエリートを生み出す仕組み作りを 92

二 親と子の限らない幼稚化現象 95

1 まだ見えない未来からの抗議 95 / 2 「平等主義」がもたらした子どもと親の変化 97

3 経験を伝えるとはどういうことか 99 / 4 いまの子どもたちが作り上げる独りよがりな自己

102

5 学校は大人になるための訓練の場 104

三 顕教としての「平等主義」と、密教としての「能力主義」 106

1 超高学歴時代の到来 106 / 2 誰でも努力すれば一〇〇点が取れるか 109

四 子どもたちの新しい教育の在り方を求めて 111

1 人間の能力には差があつて当たり前 111 / 2 躰け、徳育を復活させるべき 112

3 子どもたちを鍛える、ということ 113 / 4 エゴのコントロールができないまま大人になる子どもたち

115

5 義務教育制度の思い切った改革を 116

【補章 回想としての「家永教科書裁判」】

一 国は教科書にどこまで関与できるのか 119

二 公教育制度の存在理由とは 121

三 教育と学問は同視できない 124

四 家族が崩壊しているなかでの教育 127

五 答えは過去を探り当てる作業のなかに 128

第三部 天皇・憲法第二〇条の情理と法理 131

【第一章 象徴としての天皇】

一 維新を成功させたもの 133

- 1 民族にも不確かで不安定なときはある 134 / 2 民族共同体のDNA 136 / 3 天皇の精神的権威 138

二 君主制存続の合理性 140

- 1 民主主義と君主制 140 / 2 無政府状態か、専制政治か 142

- 3 共和制は完璧な制度ではない 144 / 4 闇の部分を持つ人間になつた政治体制とは 145

三 敗戦した「あの時代」 148

- 1 日本降伏で死を選んだ人々 148 / 2 天皇は「制度」ではない 151

四 平和憲法上の天皇 152

- 1 「日本国民の総意」とは 152 / 2 畏敬すべき存在性の象徴としての天皇 155

五 「神聖域圏」としての奈良への皇室遷都 156

- 1 日本が国家であることを他国に理解させる何か 156 / 2 日本人はなぜアメリカと戦えたのか 158

- 3 遷都は人心を一新する 161 / 4 奈良遷都で近畿経済も活性化 163

【第二章 神道指令と憲法二〇条】

一 憲法二〇条の核心的部分 166

二	靖国神社公式参拝問題	167
三	神道はいわゆる「宗教」か	168
	1 神道とは何か	168 / 2 神道とは日本民族の精神的習俗
四	神道は憲法二〇条三項でいう「宗教」か	172
五	靖国神社は宗教法人であるから「宗教」か	176
六	宗教的活動の心理的側面	178
七	宗教的活動の現実的側面	179
八	津市「地鎮祭訴訟」の最高裁大法廷判決	181
九	「最高裁大法廷」は日本人の心を失ったのか	183
	1 ヨーロッパの自然観は普遍的な価値を持っているのか	183 / 2 宗教的な原感情に目覚めはじめた日本人
	3 なぜ初詣に行くのか	186 / 4 公人の公式参拝はどう考えればよいのか
	5 国家神道という表現に踊らされてはいけない	190 / 6 「戦犯」という言葉の意味
	7 A級戦犯の合祀を辞めればすむのか	196
一〇	日本的な政教分離原則とは何か	199
	【補章 司法権の独立について】	
一	裁判官の公正さ	204
二	裁判官に自由はあるのか	206